


所管部課		総務部防災安全課	部長	北田 和雄		
件名		東大和市職員水防対策規程の一部を改正する規程について				
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>東大和市職員水防対策規程に定める水防配備態勢等について、現状に沿ったものとするため、一部改正を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>① 第8条「水防本部の位置等」を「補則」とし、「この規定に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。」と改める。</p> <p>② 別表第3（水防配備態勢）第1配備の項中「災害・防犯係長の職にある職員」を「防災安全課の職員」、「計画調整係長の職にある職員」を「都市計画課計画調整係長の職にある職員」、「管理係長の職にある職員」を「土木課管理係長の職にある職員」に改める。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>決裁の日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>東大和市職員の水防対策について、公正な運用に資することができる。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>改正案文については、文書課において事前審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、市長決裁を経て本規程を施行したい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。